

悪臭防止法に基づく悪臭原因物の排出を規制する地域の指定及び規制基準（平成19年長浜市告示第104号）

一部改正：平成24年1月10日 長浜市告示第4号

一部改正：令和6年3月14日 長浜市告示第108号

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第3条の規定に基づく工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出（漏出を含む。）を規制する地域（以下「規制地域」という。）を次の1のとおり指定し、当該規制地域における同法第4条の規定に基づく規制基準を次の2のとおりと定める。

1 規制地域

宮前町、神前町、高田町、大宮町、元浜町、三ツ矢町、三ツ矢元町、末広町、南呉服町、公園町、殿町、鐘紡町、朝日町、北船町、港町、一の宮町、大島町、八幡東町、南高田町、三和町、地福寺町、平方町、四ツ塚町、勝町、大辰巳町、室町、永久寺町、大戌亥町、下坂中町、寺田町、田村町、高橋町、下坂浜町、平方南町、弥高町、宮司町、小堀町、大東町、今川町、七条町、南小足町、新栄町、加納町、榎木町、南田附町、川崎町、山階町、口分田町、保田町、今町、国友町、泉町、新庄寺町、新庄中町、新庄馬場町、小沢町、下之郷町、森町、相撲町、祇園町、列見町、十里町、神照町、八幡中山町、中山町、分木町、春近町、石田町、堀部町、保多町、垣籠町、東上坂町、西上坂町、千草町、八条町、本庄町、常喜町、鳥羽上町、名越町、布勢町、小一条町、加田町、加田今町、大依町、八島町、平塚町、尊勝寺町、山ノ前町、西野町、尊野町、湯次町、高畠町、力丸町、野田町、木尾町、上野町、小室町、黒部町、竜安寺町、谷口町、北野町、池奥町、瓜生町、田川町、須賀谷町、北ノ郷町、徳山町、飯山町、当目町、大門町、乗倉町、東主計町、南郷町、今荘町、佐野町、南池町、北池町、法楽寺町、野村町、野瀬町、草野町、寺師町、西村町、太田町、郷野町、鍛冶屋町、岡谷町、細江町、曾根町、錦織町、落合町、難波町、新居町、野寺町、八木浜町、大浜町、南浜町、小観音寺町、稻葉町、弓削町、香花寺町、富田町、十九町、上八木町、下八木町、早崎町、益田町、安養寺町、大寺町、中野町、宮部町、大井町、西大井町、桜町、長田町、新旭町、五村、湖北町留目、湖北町大安寺、湖北町南速水、湖北町青名、湖北町猫口、湖北町沢、湖北今町、湖北町五坪、大光寺町、湖北町田中、湖北町海老江、湖北町延勝寺、湖北町今西、湖北東尾上町、湖北町尾上、高月町井口、高月町持寺、高月町洞戸、高月町尾山、高月町保延寺、高月町雨森、高月町高野、高月町柏原、高月町渡岸寺、高月町落川、高月町馬上、高月町森本、高月町高月、高月町宇根、高月町東阿閉、高月町東柳野、高月町柳野中、高月町西柳野、高月町重則、高月町松尾、高月町西野、高月町熊野、高月町片山、高月町西阿閉、高月町東高田、高月町布施、高月町唐川、高月町横山、高月町東物部、高月町西物部、高月町磯野、木之本町木之本、木之本町廣瀬、木之本町黒田、木之本町田部、木之本町千田、木之本町大音、木之本町飯浦、木之本町山梨子、木之本町西山、木之本町田居、木之本町北布施、木之本町赤尾、西浅井町塩津浜、西浅井町祝山、西浅井町野坂、西浅井町塩津中、西浅井町余、西浅井町集福寺、西浅井町沓掛、西浅井町横波、西浅井町岩熊、西

浅井町大浦、西浅井町菅浦、西浅井町月出、西浅井町八田部、西浅井町山田、西浅井町小山、西浅井町山門、西浅井町中、西浅井町庄及び西浅井町黒山の全域並びに内保町、大路町、三田町、東野町、小野寺町、醍醐町、西主計町、相撲庭町、高山町、川道町、唐国町、月ヶ瀬町、三川町、柿ノ木、酢、田町、小谷郡上町、小谷美濃山町、小谷上山田町、下山田、湖北町二俣、小谷丁野町、湖北町山脇、湖北町河毛、湖北町別所、湖北町伊部、湖北町小今、湖北町賀、湖北町馬渡、湖北町小倉、湖北高田町、湖北町速水、湖北町八日市、湖北町山本、湖北町津里、湖北町石川、木之本町金居原、木之本町杉野、木之本町杉本、木之本町音羽、木之本町大見、木之本町川合、木之本町古橋、木之本町石道、木之本町小山、余呉町坂口、余呉町下余呉、余呉町中之郷、余呉町八戸、余呉町川並、余呉町下丹生、余呉町上丹生、余呉町摺墨、余呉町菅並、余呉町文室、余呉町国安、余呉町東野、余呉町今市、余呉町新堂、余呉町池原、余呉町小谷、余呉町柳ヶ瀬、余呉町椿坂及び余呉町中河内の一部の地域

なお、規制地域を表示する図面は、長浜市役所市民生活部環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

2 特定悪臭物質に係る規制基準

(1) 工場その他の事業場の敷地に境界線の地表における規制基準

次の表の左欄に掲げる特定悪臭物質の種類ごとに、同表の右欄に掲げる許容限度のとおりとする。

特定悪臭物質の種類	規制基準
アンモニア	大気中における含有率が 100 万分の 1
メチルメルカプタン	大気中における含有率が 100 万分の 0.002
硫化水素	大気中における含有率が 100 万分の 0.02
硫化メチル	大気中における含有率が 100 万分の 0.01
二硫化メチル	大気中における含有率が 100 万分の 0.009
トリメチルアミン	大気中における含有率が 100 万分の 0.005
アセトアルデヒド	大気中における含有率が 100 万分の 0.05
プロピオンアルデヒド	大気中における含有率が 100 万分の 0.05
ノルマルブチルアルデヒド	大気中における含有率が 100 万分の 0.009
イソブチルアルデヒド	大気中における含有率が 100 万分の 0.02
ノルマルバレルアルデヒド	大気中における含有率が 100 万分の 0.009
イソバレルアルデヒド	大気中における含有率が 100 万分の 0.003
イソブタノール	大気中における含有率が 100 万分の 0.9
酢酸エチル	大気中における含有率が 100 万分の 3
メチルイソブチルケトン	大気中における含有率が 100 万分の 1
トルエン	大気中における含有率が 100 万分の 10
スチレン	大気中における含有率が 100 万分の 0.4
キシレン	大気中における含有率が 100 万分の 1
プロピオン酸	大気中における含有率が 100 万分の 0.03
ノルマル酪酸	大気中における含有率が 100 万分の 0.001

ノルマル吉草酸	大気中における含有率が 100 万分の 0.0009
イソ吉草酸	大気中における含有率が 100 万分の 0.001

(2) 工場その他の事業場の煙突その他の気体排出施設から排出される特定悪臭物質の特定排出施設の排出口における規制基準

第 2 項第 1 号に定める規制基準を基礎として悪臭防止法施行規則(昭和 47 年總理府令第 39 号。以下「規則」という。)第 3 条に定める方法により算出して得た特定悪臭物質(メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオ酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸およびイソ吉草酸を除く。)の種類ごとの流量とする。

(3) 工場その他の事業場から排出される排出水に含まれる特定悪臭質の当該事業場の敷地外における規制基準

第 2 項第 1 号に定める規制基準を基礎として規則第 4 条に定める方法により算出して得た特定悪臭物質(アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバニルアルデヒド、イソバニルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオ酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸およびイソ吉草酸を除く。)の種類ごとの排出水中の濃度とする。